

第7回富良野市立地適正化計画策定・検証委員会

事前提出意見について

黒字：委員意見
赤字：事務局回答

■意見提出者：尾崎委員

■意見内容

(1) 120 ページ 居住誘導目標は消極的な目標ではないでしょうか。

【事務局回答】

居住誘導区域の設定にあたっては、生活利便性の確保や人口密度維持の観点から居住誘導が妥当な区域を算出し、また、防災上の観点から居住を誘導すべきではない区域を除外することで居住誘導区域 293.5 ha を設定しています。

また、居住誘導区域内の人口については、現況値を令和4年3月末の住民基本台帳人口 9,588 人とし、人口密度は 32.7 人/ha となりました。

人口推計のまま人口減少が進行した場合の 2040（令和 22）年の居住誘導区域内人口（将来人口・世帯予測ツールにより算出）は 7,276 人となり、人口密度を 24.8 人/ha と推計しています。

目標値の設定にあたっては、現在の用途地域内の人口密度が維持されれば、問題なく都市が機能しうると判断できることから、これと同等の人口密度を居住誘導区域の中だけでも最低限維持していくことを目指し、令和2年国勢調査人口より算出した用途地域内の人口密度 27.6 人/ha を目標値としています。

将来人口については、第6次富良野市総合計画（34 ページ）より、2040（令和 22）年の富良野市の人口は富良野市独自推計では 13,316 人（令和2年国勢調査時点の人口 21,131 人との比較：約 64%）、社人研予測相当では 15,635 人（令和2年国勢調査時点の人口 21,131 人との比較：約 73%）となると予測されています。

居住誘導区域における人口密度は、2022 年現状値は 32.7 人/ha であり、2040（令和 22）年目標値を 27.6 人/ha とし、現状値から目標値にかけて 84%に抑える目標設定としています。

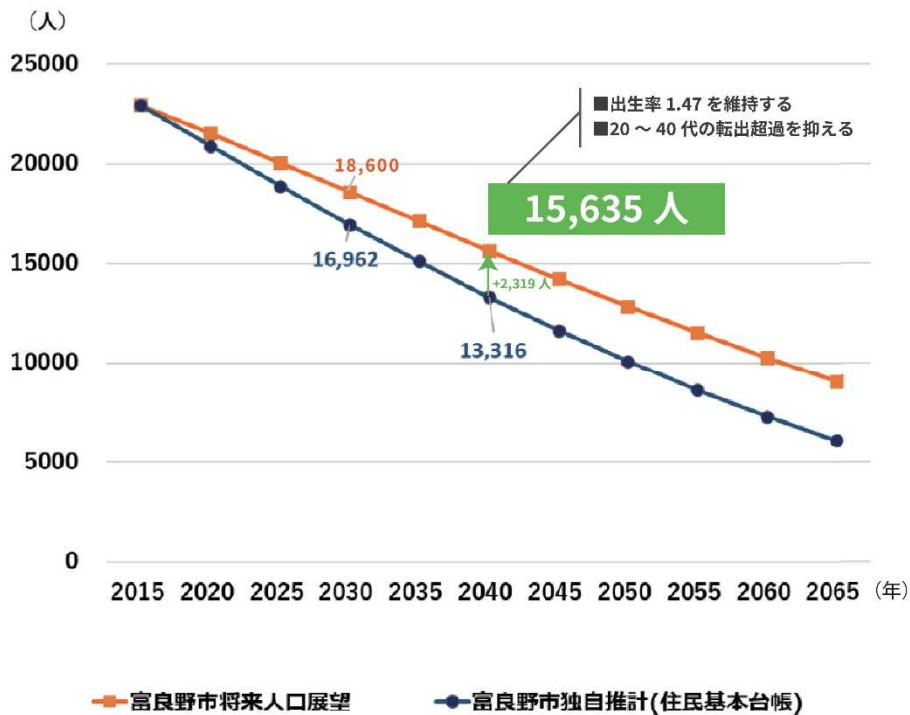
全市的な人口減少が加速度的にすすむことから、現在の人口密度を維持することは困難と判断していますが、都市機能の維持など各種施策を講じることで、居住誘導区域内の人口密度の減少幅をゆるやかにすることとし、目標達成を目指します。

3. 目指す将来人口ビジョン

3-3 将来人口展望

- 20～40代の労働・子育て世代の転出超過と出生数の減少を抑制し、出生率は現状を維持することで、2015年社人研推計人口相当の人口推移となることを目指します。
(2040年時点で15,635人)
- 富良野市独自推計ベースによる予測と比べて、20～40代の純移動率を+8.3%
(2040年時点で+2,319人相当の増加)を目指します。

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	
富良野市 将来人口展望 (20~40代の純移動率 +8.3%)	富良野市独自推計	20,914	18,895	16,962	15,126	13,316	11,644	10,084	8,624	7,288	6,071
	2015年社人研予測相当	21,539	20,069	18,600	17,146	15,635	14,214	12,851	11,526	10,269	9,047
	増加目標-総数	624	1,174	1,638	2,020	2,319	2,570	2,767	2,901	2,981	2,976
	増加目標-男	306	579	816	1,015	1,167	1,295	1,396	1,463	1,499	1,491
増加目標-女	318	595	822	1,005	1,152	1,275	1,370	1,438	1,482	1,485	



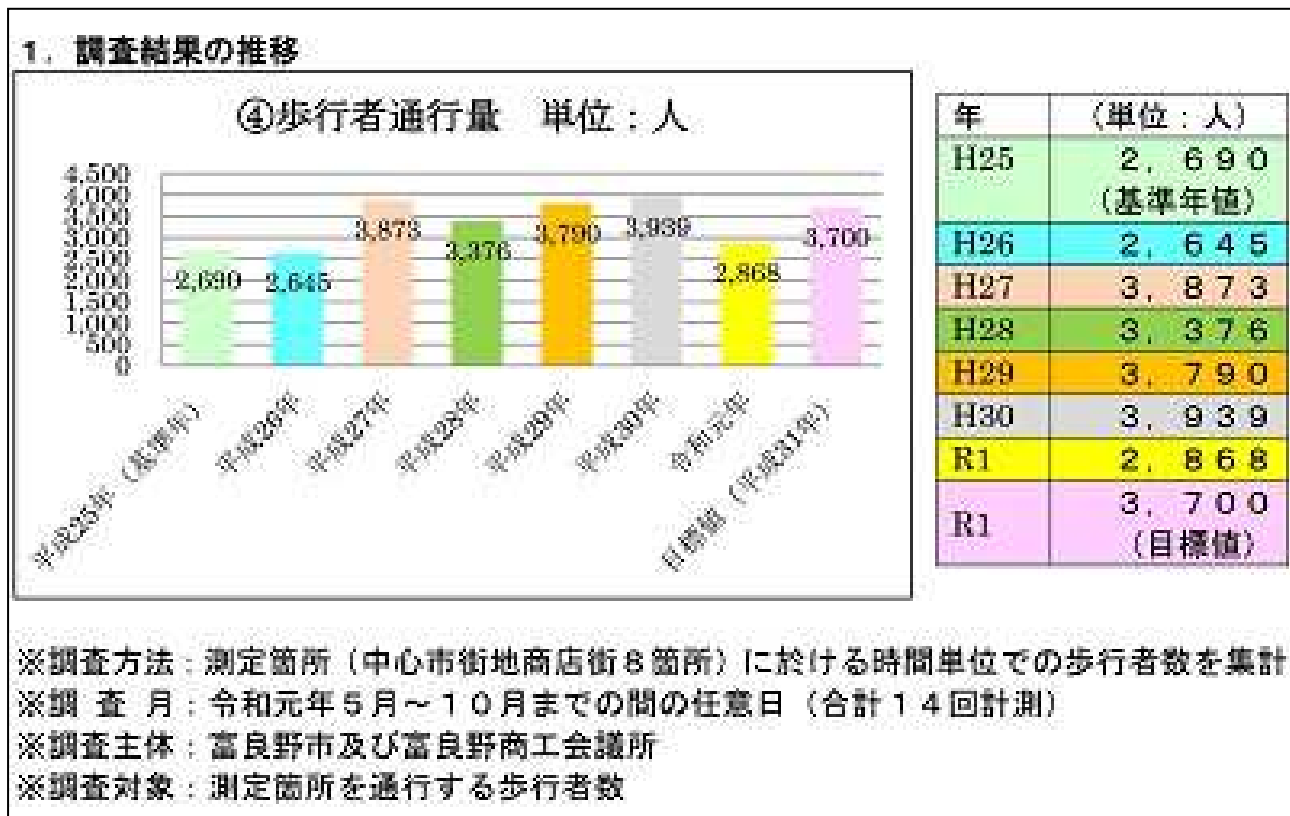
(2) 123 ページ 都市機能の誘導目標(歩行者通行量)は 20%増となっていますが、設定の根拠がよくわかりません。誘導施設建設の予定やウォーカブル推進の具体策を提示してはどうでしょうか。

【事務局回答】

都市機能の誘導目標(歩行者通行量)については、富良野商工会議所で毎年度調査を行っています。

令和元年度～令和3年度までの実績値は、新型コロナウイルスの影響により著しく減少していたことから、基準となる現況値を平成30年度の8,614人を用いています。

目標値(目標年)については、第2期富良野市中心市街地活性化計画の歩行者通行量調査に基づき、平成25年度から令和元年度までの平均上昇率を勘案し、平成30年度基準値から1.2倍と設定しました。



目標達成にむけては、誘導施策 93 ページ：東5条3丁目地区市街地再開発事業や 95 ページ：汎用性の高い広場整備などの施策を講じることでウォーカブルなまちづくりの推進を目指します。

■意見提出者：浦田委員

■意見内容

(1) 国土交通省によると 2014 年 11 月改正地域公共交通再生法以降、昨年 11 月までに 764 自治体が地域交通計画を策定し、50 件の地域交通利便増進実施計画が大臣認定されています。また、昨年 7 月までに 336 自治体が地域公共交通計画及び立地適正化計画の両方を作成しているそうです。

当市の立地適正化計画案 94 ページにおいて、さらに踏み込んだ地域公共交通利便増進実施計画の作成をお考えでしょうか。

【事務局回答】

富良野市地域公共交通計画については、令和 3 年 3 月から富良野市地域公共交通協議会で検討がすすめられ、令和 5 年 2 月 1 日～24 日までパブリックコメントを実施しました。また、立地適正化計画における交通施策に関しては、地域公共交通計画と整合を図り作成しています。

地域公共交通利便実施計画については、必要性について調査研究を行っていく段階で、富良野市地域公共交通協議会で議論をすすめながら検討することとなります。



富良野市地域公共交通計画（パブコメ時）

(2) 94 ページ ①次世代交通システム導入に関し「移動のニーズに対応できるような新しい交通サービス（令和 3 年実証運行を実施）やMaaS導入を検討」との記述がありますが、その実証運行結果とMaaS導入の実現的可能性を現在どのくらいにお持ちでしょうか。

【事務局回答】

令和 3 年 11 月 21 日から 12 月 21 日までの 1 か月間、富良野駅を中心に半径 2 km のエリア内に 217 か所の仮想停留所を設置し、電話またはスマートフォンのアプリによって車両を呼び出し、AI が最適なルートや運行時間を算出し、乗り合いによって最適な配車や運行を行う AI オンデマンド交通の実証実験を実施しました。その際、無料で乗り放題によるモニターを募集したところ、利用者 111 名、1,069 件の乗車実績がありました。



AI オンデマンド交通実証実験の 事業評価

今後は、実証実験により仮想停留所の設置場所や待ち時間等の課題等を踏まえ、現在、交通事業者との協議を進めており、有償による AI オンデマンド交通の運行を検討しているところです。

(3) 112 ページ 避難者の収容に関して「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」等を活用した避難先の確保を検討していく必要があるとありますが、宿泊施設関係団体から記載の了解を得られているのでしょうか。

【事務局回答】

「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」は、大規模災害時における被災者及び応援職員、ボランティア等の宿泊場所として、また、入浴施設等の提供を目的として、平成 25 年に富良野旅館業組合及び北の峰旅館組合と富良野市が協定を締結しています。

【災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 抜粋】

富良野市(以下「甲」という。)と市内旅館組合2組合(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が行う被災者及び災害対応の応援者の実施に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 災害時において甲が第1条の業務の実施を必要とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

(1)被災者及び応援職員等の宿泊施設として団体構成員の旅館又はホテルの客室の提供

(2)前号の提供を行うに当たっての空き室状況の把握及び提供の調整

(3)被災者及び応援職員等に対する団体構成員の旅館又はホテルの入浴施設の提供

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り業務協力を行うものとする。

宿泊施設の活用については、観光客、外国人、高齢者、障がい者、乳幼児がいる家族など要配慮者、新型コロナウイルス等感染症状のある方の他、他市町村等からの応援職員を優先し、空室となっている部分のみの活用を想定しています。

繁忙期は活用が困難な場合も予想され、そのようになった場合は、住民と同様、学校などの避難所に避難することになります。

なお、一般住民の方は基本的に学校などの避難所に避難することになります。

■意見提出者：小林委員

■意見内容

(1) 大規模未利用地となっている都市農地や市街地外縁部における魅力ある土地利用について、現在、鳥沼にある市民農園を市街地に整備することで、高齢者が歩いて農園に行くことができるようになり、潤いのある都市形成につながるのではないのでしょうか。(関連：71 ページ、91 ページ)

【事務局回答】

富良野市の市民農園は、富良野市市民農園設置条例を平成2年3月に制定し、市民生活の多様化、余暇の増大によるふれあいと交流を目的として、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、東鳥沼に設置されています。

■利用期間：毎年4月から11月まで

■利用料：小区画(50㎡) 2,130円 ・ 大区画(100㎡) 3,560円

■利用状況：

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小区画	18区画	19区画	17区画	12区画	17区画
大区画	53区画	56区画	53区画	51区画	53区画

立地適正化計画では、人口減少下において一定程度の人口密度の維持を目的とし、そのことを基本として都市機能の維持が可能となります。その結果、持続可能なまちづくりに資するというのが基本的な考えです。

また、土地利用の観点として第3次都市計画マスタープランでは、「住居系大規模未利用地は当面農地として利用を継続」とされています。

大規模未利用地(市街地周辺)を活用した市民農園の整備については、居住誘導区域外での土地利用の課題として認識いたします。

【第3次都市計画マスタープラン 78ページ 市街地整備の基本方針図】

●用途地域外縁部に位置する西町、北斗町、新富町、東雲町の住居系大規模未利用地は、現在の市街地内部の低密度化とまちなみ老朽化を予防する観点から、当面農地としての利用を継続。

